



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次

- 告示
 - 93 大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
 - 94 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
 - 95 " (")
- 正誤
 - 平成19年3月6日付け和歌山県報第1839号和歌山県告示第233号中

告 示

和歌山県告示第93号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新宮ショッピングセンター
新宮市橋本二丁目3971-1 外11
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
新宮市まちづくり政策部商工観光課（新宮市春日1-1）
和歌山県東牟婁振興局産業振興部産業総務課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月20日から平成21年2月20日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第94号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年1月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市合川字大川通611の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大川通611の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第95号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年1月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字平字小堂峯998の10から998の12まで、字中平999、1001、1002、1005の1、1005の2、1007の1（次の図に示す部分に限る。）、1008、字檐山1103
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小堂峯998の10・998の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字中平1007の1、1008・字檐山1103（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

正 誤

正 誤

平成19年3月6日付け和歌山県報第1839号和歌山県告示第233号の表4の項中「規則第12条の31第1号」は誤りにつき「規則第12条の31第2号」に訂正する。